

東京マイ・タイムラインの作成指導

新宿区

取組の実施内容を記載

○都立戸山高校の1年生(約320人)に対して、東京マイ・タイムラインの作成にあたってのポイントや作成要領などの指導を行った。

取組状況がわかる写真や資料を添付



水害に関する防災教育の推進

- 令和3年度は計1回、中学生2学年に対する水害に関する防災教育を実施。
- ハザードマップを使用した、学校区域内の特徴など、実践的な出前授業を実施。



要配慮者利用施設における避難確保計画作成等の促進

杉並区

- 地域防災計画修正に伴い、新たに位置付けられた要配慮者利用施設に対し、作成依頼通知及び必要に応じて個別説明を実施
- 地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設に対し、作成催促通知及び必要に応じて個別説明を実施

- ・両通知ともに、法改正の概要を記載し、「なぜ作成しなければならないのか」「どういった根拠に基づいているか」を説明。
- ・令和元年に実施した「避難確保計画作成に関する説明会」の資料のリンク先を記載し、通知文に記載できなかった詳細な内容についても補完。
- ・併せて訓練の実施報告についても依頼。
- ・詳細については、別添①、②をご確認ください。

別添①

3 杉並第 13981 号
令和 3 年 6 月 16 日

施設管理者 各位

杉 並 区 長
田 中 良
(公印省略)

水防法等に定める避難確保計画の提出について（依頼）

日頃より区の防災行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 6 月に水防法及び土砂災害防止法が一部改正され、洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。貴施設におきましては、上記区域内に該当することから、避難確保計画の作成・避難訓練の実施義務の対象となります。

つきましては、避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施をお願いいたします。

記

1 法改正の概要（要配慮者利用施設関連箇所抜粋） ※詳細は「別紙 1 法改正の概要」参照

法令	事項	改正前	改正後	条項
水防法	避難確保計画の作成・提出	努力義務	義務	第 15 条の 3 (1 項、2 項)
	訓練の実施	努力義務	義務	第 15 条の 3 (5 項)
土砂災害防止法	避難確保計画の作成・提出	(新規)	義務	第 8 条の 2 (1 項、2 項)
	訓練の実施	(新規)	義務	第 8 条の 2 (5 項)

◎杉並区対象施設

- ・洪水浸水予想区域内に存する要配慮者利用施設【対象河川 → 神田川、善福寺川、妙正寺川】
- ・土砂災害（特別）警戒区域内に存する要配慮者利用施設

2 避難確保計画作成等について

区では、令和元年 7 月に対象施設向けに「避難確保計画作成に関する説明会」を実施させていただきました。避難確保計画の作成方法及び提出書類等については、下記 URL から閲覧・ダウンロードすることができますので、ご確認のうえ、避難確保計画の作成をお願いいたします。特に、「説明会資料」については、要点をまとめておりますので、必ずご一読ください。

(要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について)

URL : <https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kyukyu/sonae/1051460.html>



※同一建物にある複数の施設等においては、一体の避難確保計画として提出することができます。その場合は、避難確保作成届出書の「施設の名称」欄にその計画が対象となる施設等の名称をもれなく記載してください。

※洪水時等の避難確保計画は、消防計画等の既存の計画に、洪水時等に係る体制・対応を追記することで、水防法又は土砂災害防止法上の避難確保計画として認定することも可能です。詳細については、上記「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」内の「既存の計画への追記による避難確保計画の作成」をご確認ください。

【1】 提出物

- ①避難確保計画作成届出書
- ②避難確保計画
- ③避難確保計画セルフチェックリスト

※提出は各2部ずつ、紙での提出をお願いします。

防災課確認後、電子データを提出いただきます。

【2】 提出場所

杉並区危機管理室防災課（区役所本庁西棟6階）

※今後の流れの説明等がございますので、必ず窓口にてご提出ください。

【3】 提出期限

令和3年8月31日（火）

※法律により義務化されておりますので、必ず期限までに作成のうえ、ご提出ください。

3 その他

【1】 避難訓練の実施

作成した避難確保計画に基づく訓練を年1回以上実施してください。特に施設職員に対する避難確保計画の内容の周知については、作成後すぐに実施して頂くことをお勧めします。

なお、他の規定に基づき既に同様の情報伝達訓練や避難訓練を実施している場合は、当該訓練の実施をもって代えることができます。実施結果については、ご報告していただきます。

※様式の参考として、「別紙2報告様式(例)」を添付いたしますが、訓練報告の様式はどのようなものでも構いません。

【2】 避難確保計画の取扱

(1)避難確保計画を作成、提出後は、計画の変更を行わない限り、再提出の必要はありません。

訓練実施報告は毎年していただきます。

(2)作成した避難確保計画は印刷し、平常時から施設職員が確認できるように保管しておいてください。

(3)避難確保計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、随時調査を行い、**計画未策定の場合には施設名を公表することがあります。**

本通知は、対象施設宛に送付させていただいております。施設管理や計画等の策定について、各施設で実施していない場合は、運営主体（本社や管理事業者等）に本通知の情報を共有いただきますようお願いいたします。

問合せ先

杉並区危機管理室防災課

電話：03-3312-2111

別添②

3 杉並第 13981 号
令和 3 年 6 月 16 日

施設管理者 各位

杉 並 区 長
田 中 良
(公印省略)

水防法等に定める避難確保計画の提出について（再依頼）

日頃より区の防災行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 6 月に水防法及び土砂災害防止法が一部改正され、洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。

令和元年 6 月 5 日付、31 杉並第 13189 号及び同年 9 月 26 日付 31 杉並第 33922 号により通知、依頼をさせていただきましたが、貴施設におきましては、上記区域内に該当することから、避難確保計画の作成・避難訓練の実施義務の対象となりますので、避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施をお願いいたします。

また、本通知につきましては、発送日時点において区への避難確保計画の提出が完了していない施設宛に送付しております。詳細については下記をご確認いただき、避難確保計画の作成及び提出にご協力をお願いいたします。書類が行き違いとなってしまった場合はご了承ください。

記

1 法改正の概要（要配慮者利用施設関連箇所抜粋） ※詳細は「別紙 1 法改正の概要」参照

法令	事項	改正前	改正後	条項
水防法	避難確保計画の作成・提出	努力義務	義務	第 15 条の 3 (1 項、2 項)
	訓練の実施	努力義務	義務	第 15 条の 3 (5 項)
土砂災害防止法	避難確保計画の作成・提出	(新規)	義務	第 8 条の 2 (1 項、2 項)
	訓練の実施	(新規)	義務	第 8 条の 2 (5 項)

◎杉並区対象施設

- ・洪水浸水予想区域内に存する要配慮者利用施設【対象河川 → 神田川、善福寺川、妙正寺川】
- ・土砂災害（特別）警戒区域内に存する要配慮者利用施設

2 避難確保計画作成等について

区では、令和元年 7 月に対象施設向けに「避難確保計画作成に関する説明会」を実施させていただきました。避難確保計画の作成方法及び提出書類等については、下記 URL から閲覧・ダウンロードすることができますので、ご確認のうえ、避難確保計画の作成をお願いいたします。特に、「説明会資料」については、要点をまとめておりますので、必ずご一読ください。

(要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について)

URL : <https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kyukyu/sonae/1051460.html>



※同一建物にある複数の施設等においては、一体の避難確保計画として提出することができます。その場合は、避難確保作成届出書の「施設の名称」欄にその計画が対象となる施設等

の名称をもれなく記載してください。

※洪水時等の避難確保計画は、消防計画等の既存の計画に、洪水時等に係る体制・対応を追記することで、水防法又は土砂災害防止法上の避難確保計画として認定することも可能です。詳細については、上記「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」内の「既存の計画への追記による避難確保計画の作成」をご確認ください。

【1】提出物

- ①避難確保計画作成届出書
- ②避難確保計画
- ③避難確保計画セルフチェックリスト

※提出は各2部ずつ、紙での提出をお願いします。

防災課確認後、電子データを提出いただきます。

【2】提出場所

杉並区危機管理室防災課（区役所本庁西棟6階）

※今後の流れの説明等がございますので、必ず窓口にてご提出ください。

【3】提出期限

令和3年8月31日（火）

※法律により義務化されておりますので、必ず期限までに作成のうえ、ご提出ください。

3 その他

【1】避難訓練の実施

作成した避難確保計画に基づく訓練を年1回以上実施してください。特に施設職員に対する避難確保計画の内容の周知については、作成後すぐに実施して頂くことをお勧めします。

なお、他の規定に基づき既に同様の情報伝達訓練や避難訓練を実施している場合は、当該訓練の実施をもって代えることができます。実施結果については、ご報告していただきます。

※様式の参考として、「別紙2報告様式(例)」を添付いたしますが、訓練報告の様式はどのようなものでも構いません。

【2】避難確保計画の取扱

(1)避難確保計画を作成、提出後は、計画の変更を行わない限り、再提出の必要はありません。

訓練実施報告は毎年していただきます。

(2)作成した避難確保計画は印刷し、平常時から施設職員が確認できるように保管しておいてください。

(3)避難確保計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、随時調査を行い、**計画未策定の場合には施設名を公表することがあります。**

本通知は、対象施設宛に送付させていただいております。施設管理や計画等の策定について、各施設で実施していない場合は、運営主体（本社や管理事業者等）に本通知の情報を共有いただきますようお願いいたします。

問合せ先

杉並区危機管理室防災課

電話：03-3312-2111

Mail:bosai-k@city.suginami.lg.jp